

『西鶴諸国ばなし』 卷五の五「執心の息筋」論

佐藤 優 芽

はじめに

『西鶴諸国ばなし』（貞享二（一六八五）年刊）に収録される、卷五の五「執心の息筋」は、奥州南部の砂鉄商人の仙台屋宇右衛門が妻と死別し、後妻を迎える場面から書き起こされる。宇右衛門が三人の子を残し病死した後、後妻は遺産を我が物とする。ある時、病に伏す長兄の継子が金銭を貰おうと、仮座敷から継母の元を訪ねるが、継母は一切与えない。継子は言い残すことがあると言ひ、道中の出来事を語る。¹⁾

一言申し残すは、我これまでくる道にて、雪にあひし人ありて、我が傘の下へ頼むといふ程に、『我が宿はこれより、一里あまりあり。それまで行きてから、持たしてかすべし』と申せば、『その間にはぬるる』と申した』と、これを最後の言葉にてすぎ行く。

道中、継子が雪に降られた人に傘に入れてくれと頼まれた時、一里先の家に着いてから貸すと答えると、その間に濡れてしまふと言われる。その後、この言葉を最後に継子は亡くなるが、やが

て遊蕩に耽る継母の元へ、幽霊となってやって来る。

今は我が物と、むかしのごとく、継母髪をのばし、いたづらを立て、世にさかゆる時、継子の幽霊きたつて、軒端より、息吹きかくるに、母の頭に火炎燃付き、いろく消してもとまらず、形も残らずなりぬ。

継子が軒端から息を吹きかけると、継母の頭に火炎が燃えつく。火炎は消そうとしても消えず、継母は形残らず燃え尽きる。

本作品は一見、一般的な継子譚のように見える。しかし、継子譚と捉えようとすると、道中の出来事として語られた長兄のたとえ話が異質であることに気付く。長兄のたとえ話は紙幅を割いているものの、本話における位置づけは不明なのである。そもそも、「執心の息筋」の元になったとされる『太平広記』（李昉ら編、太平興国三（九七八）年成、類書）卷二〇「徐鉄臼」や、『鑑草』（中江藤樹作、正保四（一六四七）年刊、教訓書）卷五の一「慈悲報」第七話、『堪忍記』（浅井了意作、万治一（一六五九）年刊、仮名草子）卷七「継子を育つる堪忍」にこのようなたとえ話は描かれていない。この、長兄のたとえ話は『宇治拾遺物語』卷一五の一一「後の千金の事」から材を取ったものであるが、継子譚で

はない。「後の千金の事」からわざわざ引いたにもかかわらず、このたとえ話は継子譚と全く関連が見出せない。「執心の息筋」に引用するのであれば、継子にかかわる話を引用する方が自然なはずである。また、典拠と比べると、火災による報復についても疑問がある。元になった話には、火災による報復が描かれていないのである。「執心の息筋」という表題は、まさに息子の報復の手段を表しており、本話において極めて重要な意味を持つと思われる。こうした点には、作者西鶴の何らかの意図が込められているのではないか。すなわち、「執心の息筋」は、単なる継子譚では無い可能性がある。このことを明らかにするためには、継子譚の枠組みを借りながら、西鶴が込めた意図を探る必要がある。そうすることで、改めて「執心の息筋」の主題を探り、長兄のたとえ話と火災による報復が持つ意味について考えたい。

一

まず、報復や罰の描写に注目しながら、継子譚における本話の位置を確認する。中古から近世に至るまでの継親が報いを受ける継子譚を挙げ、報復や罰の有無、また、それらがどのように描かれているのかを探っていききたい。中世までの作品において継子と継親との関係が描かれたものは数多く見られるが、具体的に継子と継親との確執を描くものもあれば、ただ継親子の関係だけを示

しているものもある。それらの作品の中から、継子譚において報復の場面が見られた話について、それぞれの報復の描写を見ていく。

はじめに『落窪物語』を扱う。周知の通り『落窪物語』は、報復を描く継子譚の代表格である。本作品においては、報復は落窪の君の夫となった道頼によつて遂げられる。その具体的な報復の手段については『新編日本古典文学大系』の解説に簡潔にまとめられている。以下、該当箇所を引用する。

(1) 自分だと装つて四の君を面白の駒と結婚させる。
婚させる。

(3) 清水詣での車争いや参詣場所争いを行い、翌日北の方一行を破れ車で帰宅させる。

(4) 少納言など中納言家の女房を二条邸に集める。

(5) 賀茂祭で車争いをして、典薬助を打擲し、継母を車から転げ落とす。

(6) 姫君が持っていた地券を盾に、中納言が新改築した三条邸を奪い取る。

このように、道頼は幾度も報復を繰り返していく。注目すべきは、これだけ執拗に報復が繰り返されながら、『落窪物語』では、継母に虐げられた落窪の君自らが、まったく報復の担い手とはならない点である。

続いて『沙石集』巻第九の三「継女を蛇に合はせんとしたる事」を見ていく。こちらにも、まずあらずじから確認する。下総国のある女が、一二、三歳くらいのの継娘を大きな沼のほとりに連れて行き、沼の主である大蛇に差し出そうとする。たちまち激しく波が立ち、嵐となり、周囲が暗くなつたのを恐れた継母と継娘は、父の待つ家に逃げ帰るが、そこへ大蛇がやってくる。継娘を狙う大蛇に父親は、自分の許可なく娘を差し出す訳にはいかない、勝手なことを言う継母なら奪つても良いと立ち向かう。すると大蛇は継母に襲い掛かり、父は娘を連れて逃げ出す。大蛇が継母に襲い掛かる場面は、以下のように描かれている。

蛇、娘をば捨てて、母が方へ逼ひ行きぬ。その時、父、この女を具して逃げぬ。この蛇は母にまとひ付きぬ。母も物狂はしくなりて、既に蛇になりかかりたると聞こえき。

大蛇が継母にまとわり付くと、継母は気が狂い、蛇に変身しかかったという。以上の記述に加え因果応報思想が書きつけられて、物語は幕を閉じる。大蛇に継娘を差し出そうとした継母が、大蛇へと姿を変えろという方法で報いを受けている。本話においても、継娘が継母に対して直接報復していない。

次に、同じく『沙石集』巻第七の六「幼少の子息、父の敵を打ちたる事」を扱う。なお、本話に登場する継父は継子の母親と婚姻関係ではないが、本文に「継父」と表記があるため、本話は継子譚の一種として検討する。本話のあらずじは、次の通りである。

九州に下向している武士の妻と不義の関係である継父は、筑紫から帰郷する夫の殺害を企てるが、武士の子である兄弟は実父の殺害を止めるべく、継父を殺害する。兄弟は咎めもなく称賛され、後に実父の元で暮らす。本話では、継子が継父に虐げられるという描写は見られない。実母と継父が共謀して実父の殺害を画策するが、継子がそれを未然に防ぐために継父を殺害する。その手段について、以下のように記される。

さる程に、夏の事なれば、暑かりけるままに、この継父、帷ばかりを着て、昼寝してのべ臥して、継子共に扇がれて、たと寝入りにけり。爰に兄、弟を喚びて申しけるは、「只今こそ、好き隙なれ。敵打たんと思ふ。己れは父の刀を強く握りて、心先に取り当てがへ。我れは槌を以て、したたかに打たば、などか、し損ふべき」とて、槌を求めて、臥したる傍らへ寄りて、弟に、父が刀を抜き、強く握らせて、心先に当てて、三打ちばかり打ちたりければ、板敷に刀の先の通る程なり。かの男、物も云はずして、やがて息絶えにけり。

帷だけを着て昼寝する継父の胸に、弟が刀をあてがい、兄がそれを槌で三度ほど打ち付けると、継父は物も言わずにそのまま息絶える。本話の場合、継子は自らが虐げられているわけではなく、危害を加えられそうになつたのは実父である。だが、本話を継子譚の一種として考えると、当事者本人が報復していないことこそ、注目すべき点なのである。これまで、三話の継子譚を見てきた。

共通するのは、虐げられた者が継親に対して直接報復していないことである³。

続いて、近世における西鶴以外の作家が描く継子譚について検討する。『野白内証鑑』（江島其磧作、宝永七（一七一〇）年刊）における「よい女房もつたていしゆと、継母にかゝつてゐるむす子は、喰物に気をつきや」という記述や、『仮名手本忠臣蔵』（竹田出雲・三好松洛・並木千柳作、寛延元（一七四八）年初演）における、「お前は吉松かはいないか。去つてあの子を継母に、かける気かいの。胸欲など。縋り嘆げば。」という台詞から、近世においても継子いじめ譚があることが分かる。また、『和漢遊女客気』（江島其磧作、享保三（一七一八）年刊）や『北条時頼開分二女桜』（江島其磧・八文字屋自笑作、享保一三（一七二八）年刊）では継母が、『記録曾我女黒船』（江島其磧作、享保一三年刊）においては、継父が、継子を虐げる具体的な描写が見られる。しかし、いずれの作品にも、継子や他の登場人物によって継親が報復されたり、罰を受けたりする描写は見られない。すなわち、近世における継子譚では、報復が描かれなないのであると考えられる。

管見に入る限り、唯一継親に対する罰が見られたのは、『用明天皇職人鑑』（近松門左衛門作、宝永二（一七〇五）年初演）であり、継親に対する継子の報復の描写を見ることができる。まずはあらずじを確認しておく。仏教を奉ずる花人親王と、外道を信

ずる山彦皇子との論争を発端とし、親王が玉世姫と思いを通わせる。その後、山彦皇子との争いの末に、花人親王と姫との間に聖徳太子と名付けられる男児が産まれる。花人親王らが山彦皇子の一味を討つて、めでたく仏法が勝利するという物語である。この物語の中に、継母が継子を虐げる場面が見える。外道に憑かれた継母が、懐妊した玉世姫を墮胎させようと、墮ろし薬を入れた熱湯を無理やり飲ませる場面である³。

何れも仰せに任せ、今宵満月の露ながら、刈り調へ候ふと、出だし給へば、継母悦び、腕まくりして薬の釜の煮え立つに、ねぢわけてしぼり入れ、まがりに注ぎこみ、サア姫これへ、こゝへおぢや。こゝへ来てきて飲みやいのと言へども、姫はいらへもせず、わつとばかりに草薙、ひれ伏してこそおはしけれ。（中略）継母いよく、腹を立て、（中略）口押し分けて、思ふさまに継ぎ入れしは、天狗道の三熱の、その熱湯ともいひつべし。

薬を飲まされた玉世姫は腹の痛みに苦しむが、不思議なことに無事に男児を出産する。継母は驚き、産まれたばかりの男児を手にかげようと飛びかかる。玉世姫が泣き叫び逃げ回っていると、突然野放しにされていた牛が起き、継母を追い回す。

向かふの岡より以前の牛、継母の只中突き通し、肩に振りかけ一散に駆け来たり、親王の御前に膝を折り、黄涙を垂れて、人間の声を出し、みずからは伊駒の宿禰が娘。（中略）君の

御身を守らんため、地獄の責めのひまぐくは閻魔王に暇を乞い、この牛の魂に入り替り御側を離れぬ志、通ぜしことのがりがたや、(中略)牛はそのまゝ起きあがり、身震ひして頭を振り、継母を大地へ打ちつけて、家路をさして走り行く。

継母の身体の真ん中を突き、親王に頭を垂れた牛によつて、継母による男児の殺害が阻止される、継母が報いを受ける様子が描かれる。このように、本作品では、継子を墮胎させようとした継母が、化身の牛に突き殺されるという報いを受けている。継子である玉世姫は継母から逃げるのみで、継母に対し報復しようとする描写は見られない。

ここまで、中古から近世に至るまでの継子譚を見てきた。継子譚自体は数多く語られているが、報復や罰が描かれる作品は少ない。このことから、継子譚において報復が描かれることは特異である可能性が示唆される。また、虐げられた者本人による報復も珍しいことが分かった。

二

次に、西鶴が描く継子譚について、報復の描かれ方を探る。その上で、西鶴の継子譚の特徴を明らかにしたい。西鶴の作品の中で継子や継親の存在が描かれるのは五作品あるが、具体的に継子と継親との確執を描いているものは『本朝二十不孝』巻四の三⁵、木

陰の袖口」と『懐硯』巻二の四「鼓の色にまよふ人」である。まず、この二作品のあらすじを押さえ、報復の有無について場面と照らし合わせながら確認する。

はじめに「木陰の袖口」を取り上げる。本作品のあらすじは、以下の通りである。乳飲み子の万太郎を残し妻に先立たれた敦賀の商人の榎本万左衛門は、万太郎を抱えて行商を続けている最中、似合いの後家と結ばれる。後家は万太郎をわが子のように愛育するが、悪人の青年として育ってしまう。ある時、他人の女房の元へ通うのを後家に諫められた万太郎は悪心を起こし、後家が自分に言い寄るのだと父である万左衛門に告げる。偽の証拠を信じた万左衛門は離縁を申し出、後家は理由も分からないまま出家する。思うままに事が運んだと喜ぶ万太郎だが、彼の悪事はたちまち村中に広がり、いたたまれなくなつたため、出奔を余儀なくされる。継母は継子を虐げず、愛情をもつて接している。一方、継子は継母を逆恨みし、家から追い出す。所謂「継母いじめ」の様相が描かれている。その後、後家を虐げた万太郎は、凄惨な末路を辿ることとなる。⁶

上がたへ立ちのきしに、七里半の道中にて、時ならぬ大雷神鳴、おちたるとも覚えす行くうちに、万太郎を乗せたる馬ばかり残りて、口ひくをとこ、立ち帰り、このふしぎをかたりける。

万太郎は上方へと向かう途中、雷に打たれて果てるという最期

を遂げる。本作品では、虐げられた継母自身が継子である万太郎に報復するのではなく、落雷という自然現象により継子に対し罰が下されている。

次に挙げるのは、「鼓の色にまよふ人」である。本作品は、伴山の旅の様相から書き起こされる。山奥の洞から不思議な鼓の音がするのにつられ中を覗いた伴山が、一三歳くらいの美しい少女が物言わずに座しているのを見つけて声をかけると、少女は自らの生い立ちを語り始める。九歳の時に母に先立たれた少女は、後にやってきた継母を心から慕い、昼夜問わず孝行を尽くす。だが、継母は少女を深く妬み、自らの不貞の罪を少女に被せる。真実を話すと継母や家の者に害が及ぶと思ひ、自ら家を出た少女であったが、六日目について倒れ伏してしまふ。その時、不思議な異香により生氣を取り戻した後、今日まで三〇年をこの洞窟で過ごし、神通力を得たという。少女の語りを聞いた伴山は、翌日再び先の岩窟を訪れたが、そこには鼓と薄絹、綾織の着物が残るばかりで、少女の姿は見えなかった。本作品では、継子が継母にいじめられ、苦難の果てに神仏の加護により救済されるという、典型的な継子いじめの様相が描かれる。ただ本作品では、継子はもちろん、他にも継母に対し報復する者はおらず、継母に対し罰が下るといふ描写も見られない。

ここまで西鶴の作品から、継子と継親との確執が描かれた二作品を順に見てきた。「木陰の袖口」には落雷による報復が描かれ

ており、「鼓の色にまよふ人」には報復にまつわる描写はない。一方「執心の息筋」では、幽霊となった継子が吹きかけた息が火炎となり、継母を焼き尽くすという手段を用いて報復がなされている。この、継子自身が継母に報復するという点が「執心の息筋」の特徴であると言えよう。

さて、はじめに述べたように「執心の息筋」には、『太平広記』巻一二〇「徐鉄白」や、『鑑草』巻五の一「慈悲報」第七話、『堪忍記』巻七「継子を育つる堪忍」からの影響が指摘されている。西鶴が報復や罰に主眼を置いたことは、これら元になった作品を見るとよく分かる。まず『鑑草』巻五の一「慈悲報」第七話である。歙縣の商人は妾との間に産まれた一人息子の租胤を溺愛していた。商人が外国に商いに出る時、正妻に租胤を大切に育てるよう言いつけるが、正妻は言いつけに反し、租胤を「狗兒」と呼び、庭で育て、手を使って飲食することを許さなかった。数年後、家に帰った商人が見たのは、犬のような様子に変わり果てた租胤の姿だった。真実を知らない商人はこれを先祖悪逆の報いと思ひ、租胤を踏み殺し、妾も我が子を失った悲しみにより自害してしまふ。

妻はにくしと思ふ者を二人ながら殺しぬれば、しすましたりと思ひ悦びけるが、いく程なくて癩癩を病み出して、地にたふれあがきぬる有様、犬のたはぶれあがくに似たり。(中略) 夫これを見て涙をながして、わが子かくありしに、妻かくく

の如くなるは何なる天罰やと、嘆く事限りなし。となりの友あはれに思ひ、くはしくその故を語りければ、夫是によつて、妻のわづらひ残悪の報なる事をわきまへぬ。友だち此事をかたり終る詞の下に、その妻いき絶えにけり。

正妻は憎い継子とその母親がいなくなり喜ぶが、程なく癪癪を病み、地に倒れ苦しむさまは犬のようであった。商人は嘆くが、友人に真実を告げられ正妻の悪事を知る。友人が話し終えた時、正妻はついに息絶える。「執心の息筋」とは、継子を虐げた継母に罰が下るといふ点は共通しているが、継母への罰が継子の手によるものではないといふ点が異なる。

次に、『堪忍記』巻七「継子を育つる堪忍」を見てみよう。商人の徐甲は、子の鉄臼が二三歳になつた時、妻が亡くなつたため陳氏という女房を後妻に迎える。陳氏は程なく鉄杵という男子を産むと、鉄臼を恨むようになる。陳氏は徐甲が他国に商いに出かけた時、嵐が激しく雪も降る中、裸の鉄臼を庭の木に縛り付けて凍死させる。しかしその一日後、亡霊となつた鉄臼が陳氏と鉄杵の元によつて来る。

鉄臼が亡霊、その家に來たれり。(中略)いでく、此家の棟梁を断落して、をのれらを壓にうたせんとて、鋸にてさらりくとひく音して、木屑雪の如く飛ちり、棟も梁も、めきくと鳴ゆらめき、只今落かゝる心地す。家内のもの、おそろしさがきりなく、はしり出て見れば、木屑もなく、ひき切たる跡

もなし。又ある時は、弟の鉄杵が名をよびて、汝は我をころさせて、ゆるくとして家にあるよな、うら山しく、さらば此の家を焼たをさんと云声聞きて、そのまゝ屋の上よりもえあがる。家内おどろきあはて、水をくみ、隣をよばり、上をしたへ返すに、又少ももえこがれたる跡もなし。つゝに鉄杵四さいにて、物におそはれたるやうに俄かに啼入てくるしみ(中略)、廿日余なやみて死けり。(中略) 継母二度子なく、家の子孫たえにけり。

亡霊となつた鉄臼が来てから、継母とその実子が暮らす家が崩壊するかのような奇怪な出来事が相次ぐ。やがて鉄杵は病死し、陳氏は二度と子を産めなくなり、子孫が途絶える。『堪忍記』では継子が直接継母に復讐するのに対して、『鑑草』ではそういった描写は見られない。「執心の息筋」における継子自らが復讐するという展開は、特に『堪忍記』から引き継がれたことが分かる。これまで見てきたように、時代やジャンルを問わず、虐げた者に対して報復や罰が描かれることは珍しく、継子譚においては、虐げられた者が直接報復することは稀である。そうした中で、虐げられた継子が直接報復するという点で、西鶴は『堪忍記』に着目したのではないだろうか。では、継子自身による報復には、西鶴のどのような考えが示されているのだろうか。あえて継子の手によつて報復がなされることによつて、西鶴は、継子の恨みの強さを表現したと考えられる。

三

では、「執心の息筋」において、報復の手段が火炎なのはなぜなのかを探りたい。ここで「執心の息筋」の報復の手段に注目するのは、『鑑草』や『堪忍記』と「執心の息筋」とで報復の手段が異なるからである。『鑑草』では、継母からの仕打ちを踏まえられた手段で継子が報復するのに対し、「執心の息筋」では、継母からの仕打ちを踏まない手段で報復する。『堪忍記』も「執心の息筋」同様に継母からの仕打ちを踏まない方法で報復がなされるが、その手段は火炎ではない。「執心の息筋」の火炎という報復の手段に、西鶴は何らかの意図を込めたのではないだろうか。

報復の手段をめぐる西鶴の意図を明らかにするには、まずは火炎がどのような意味を持つのかを把握する必要がある。近世における火炎の特徴を明らかにするため、はじめに中世における火炎の意味の傾向を探り、六九件の用例を分類した⁹⁾。最も数が多いのは、火そのものとして用いられる用例で、戦火や寺社が炎上する場面や、生活の中の明かりとして描かれる。特に、前者は描かれる割合が高く、『平家物語』や『義経記』等の軍記物の作品に見ることができるといえる。次に用例が多いのは地獄における描写で、地獄に住まう鬼が罪人に放った矢が燃える描写や、火車が燃え立つ描写についてである。具体的な作品としては『長宝寺よ

みがへりの草子』(作者未詳、室町時代成立)などがある。¹⁰⁾『猿源氏草子』(作者未詳、室町時代成立)などに見られた憤怒のたとえが、次に多い用例である。ただし、中世において火炎が表す心情は、憤怒のみであった。次に多いのは、火炎が幽霊や化物に關連して描かれるものである。なお、これらの用例では、「執心の息筋」のように、火炎が息と共に描かれるものが多くを占めている。紙幅の都合上、特徴が明瞭である『御曹子島渡』(作者未詳、室町時代成立)の例を次に挙げる。「御曹子」である源義経の美しい姿を見た蝦夷が島の鬼たちが、火炎の息を吹き出しながら義経に襲いかかる場面である。¹¹⁾

御曹子は、蝦夷が島に上らせ給ふが、折節、鬼どもは、岩を起し、古木に上りて遊びしが、御曹子の花の姿を一目見て、古木より飛んで下り、ながし餌食になさんとて、熱鉄の棒を取り、火炎の息を吹き出し、紅の舌ふりあげ、御曹子に目がけてかかりけり。

このように、異類が吹く息と火炎に密接な関係があることは、中世から既に認識されていたと考えられる。さらに、不動明王の背後に置かれる仏像の光背として描かれる、火炎光背の例がある(『十訓抄』中「忠直を存ずべき事」六の三五など)。また、「火の炎」という表現で湯気を表す場合もある(『宇治拾遺物語』二の巻第七「鼻長き僧の事」など)。中世では火炎が火そのものを表したり、地獄の描写の中で見られたりする傾向が強いようである。な

お、異類の息と火炎との関連を見出すことはできるものの、該当した用例の中に「執心の息筋」における恨みと繋がるようなものは見られなかった。

次に、西鶴以外の近世の作家が描く作品から、近世における火炎の描かれ方の傾向を明らかにしたい。近世においても火炎を火そのものや、地獄の描写の一つとして描くことは多い。ただし、中世と比べると、突出して数が多いとは言えない。さらに、感情のたとえとして用いられているものに注目すると、中世では憤怒のみを表していたのに対し、近世では、恋慕の情のたとえや恨みのたとえなど、憤怒以外の感情を表す際にも火炎が用いられるようになってきている。すなわち、近世では火炎の意味が多様化しているのである。また、異類の描写や火炎光背も、中世と共通する火炎の特徴である。特に、異類の描写の用例の一つ一つを見てみると、近世においても異類の息と火炎とが関連している用例が三例見られた。まず挙げるのは、『宿直草』巻五第三「仁光坊といふ火の事」（富尾似船作、延宝五（一六七七）年刊）である。坊主の首が息を吐く度に火焰を出すという奇怪な現象を仁光坊といひ、人々に恐れられているさまが描かれる。

つこの国下郡に仁光坊といふ火あり。雨夜の夜とびめぐり、やもすれば人ゆきあふて恐怖す。あひし人にきくに、広大にして、からかさほどになり、狭少になりては、また蚩飛見ゆ。火に増減あり。おほかたは、まりなどなりとなん。早くして

疾風のごとく、火に尾ありて三四尺ひかれり。至りてちかくあふときは、坊主のくびにて、息はくたびに火焰出るとなり。あるいは『用明天王職人鑑』第三「鐘供養の場」では、魔王が鐘を絶やすために、火炎を吹きかけて釣鐘を奪い溶かすと伝えられるという。

かの魔王、世界の鐘を絶やさんため、供養の場には女人と変化立ち入つて、炎を降らし火炎を吹きかけ、釣鐘を奪い失ふと伝へたり。なんぼう恐ろしきことにてはなきかと語り給へば、人々は、身の毛を立ててぞ恐れける。

三つ目は、『妹背山婦女庭訓』第四「御殿の場」（近松半二ら作、明和八（一七七二）年初演）の用例である。中臣鎌足が蘇我入鹿の首を靈験により得た鎌で掻き切ると、首がそのまま虚空に上がり、火炎を吐きながら飛ぶ鳥のように宙を駆け回る姿が描かれる。隙を窺ふ勇氣の兩人、腰の番をしつかと組む。シヤ面倒など両手に掲げ、打ち付けく、膝に引つけ敷き、動かせず、鎌足後ろにつくと寄り、神通希代の焼鎌に、水もたまらずかき切つたる。首はそのまゝ虚空に上り、火焰をくわつと吐きかけく、飛鳥の如くかけ廻る。一念の程ぞ恐ろしき。

これらの作品の描写から、近世の作者たちも中世の場合と同じく、異類の息と火炎とが密接な関係にあるという認識を有していたことがうかがえる。また、辛いことのとえとして火炎が用いられた例は『女殺油地獄』（近松門左衛門作、享保六（一七二二）

年初演)の一件のみに見られた。

さらに、『八文字屋本全集』を用いて浮世草子に焦点を絞り、火炎の用いられ方を探ったが、いずれの用例においても、火炎が火そのものとして用いられていた^⑧。以上のことを踏まえると、近世における火炎の意味は、中世に比べて拡大していると言えよう。「執心の息筋」では、幽霊となった息子が火炎の息を吹いて継母に報復する。たしかに、中世においても近世においても、異類の息と火炎との関連を見出すことができる。しかし、必ずしも火炎は恨みとは繋がらない。継子がなぜ火炎を吹くという方法を用いたのかには、依然として疑問が残る。

四

「執心の息筋」における火炎の意味を明らかにするために、続いて、西鶴が火炎をどのように描いているのかを検討する。その上で、前節までに押さえた中世や近世における火炎の特徴と比較し、西鶴の作品における火炎の描かれ方の特徴を捉えたい。西鶴の作品における火炎の用例は、四件見出すことができる。まず、『武道伝来記』巻三の四「初茸狩は戀草の種」である。燃え上がる恨みの心情のたとえとして、火炎が用いられている^⑨。

是程に名を得し男達も、さすが長袖のわりなく、胸のほむらは塩釜の、「浦見は半之丞、かの男と杯迄せし事、思へば堪

忍ならぬ所。世の思はく、人の嘲、生てかひなく」

続いて、『武道伝来記』巻一の三「ものもうどれといふ俄正月」では、切り結ぶ際に刃同士が当たって出る火花のことを、火炎を用いて表している。

まけずおとらず、淺手を覺えず、冬野の薄、眞紅の糸をみだし、火焰を立て切むすべば、つゝぬに貳人共にたゝかひつかれ、相うちに切こまれ、切込て、うき世の夢とは果にける。

また、異類が火炎を吹くという描写が二件ある。

『西鶴諸国ばなし』巻二の二「十二人の俄坊主」

俄に高浪となり、黒雲立ち重なり、長十丈あまりの、うはばみの出、鱗は風車のごとし。左右の角、枯木と見えて、火焰吹き立て、山更に動くを見て、いづれも騒ぎけるに、間近くきたりしに、御長刀にて払ひたまへば、恐れて跡にかへる。

『西鶴名残の友』巻三の五「幽霊の足よは車」

いと々木陰のこぐらき所に、女のさびき髪して、岩もる雪を手して吞、息にほのうをつき出し、身のくるしげなるありさま、うき世にある人ともおもわれず、おそろしき事大かたならず、にげあしに成ける。

前者は、巨大な龍が口から火炎を吹き立て、その様子を見た人々が大騒ぎする場面である。また後者は、火炎の息を吐き苦しもうにする女の幽霊が、この世のものとは思えないほど恐ろしい様子が描かれる。異類の息と火炎との間に密接な関係があるという特

徴が、中世、近世の他作家の作品にも見られることは、前節までに述べた通りである。西鶴も、同様の認識を抱いていたことが理解される。

しかし、これらの用例のみでは、「執心の息筋」における火炎の意味を明確に掴むには至らない。そこで、「執心の息筋」における火を吹くという手段に着目し、「火炎」あるいは「火」と共に「息」「吹く」といった表現が用いられている用例を見ていくことにする。まずは、姥が火の描写である。『日本怪異妖怪大辞典』（東京堂出版）によれば、姥が火は「寺社の油を盗んだ姥が死後、火の玉となって雨夜に飛び回るという話。（中略）「油坊」など様々な呼び名で呼ばれている」ものであるという。なお、同辞典によると「油坊」は、夏の夜に飛ぶ火の玉を指すと記される。つまり姥が火は、妖怪の一種であると言える。西鶴の作品での用例は二件ある。

『西鶴諸国ばなし』巻五の六「身を捨て油壺」

夜半の鐘のなる時、おそろしげなる、山姥御神前にあがれば、いすれも氣を取うしなひける。中にも弓の上手あつて、かりまたをひつくはへ、ねらひをすましてはなちければ、彼姥が細首おとしけるに、そのまゝ火を吹出し、天にあがりぬ。

恐ろしげな山姥が現れたため、弓の名手が細首を射ると、姥の頭がそのまま火を吹き出して天に上るという場面である。

『西鶴名残の友』巻五の五「年わすれの糸鬢」

扱あれなる森より、世に沙汰いたす姥が火を御地走に御目に懸べし。（中略）「ほいく」とまねけば、此声に付て飛きたり、いづれものかしらの上に火をふけば、氣を取うしなひておそれをなし、やうく魂ひすへて、こんがうども我身を見れば、やけどにあふて髪毛のこげぬはなし。

森から現れた姥が火が人々の声に反応し、各人の頭の上に火を吹き付ける様相が描かれる。火を吹き付けられた人間は氣を失い、目覚めると火傷し、髪の毛が焦げていたという。これらの西鶴の作品における姥が火の描写を見ると、どちらも口から火を吹き出していることが見て取れる。西鶴は、中世から近世の他作家と同様に、異類の息と火炎との間には密接な関係があると認識していたのだろう。

さらに、火と息については、次のような用いられ方を示す。それは、貧しさをたとえる際に「火吹く力もない」と表現するということである。『江戸時代語辞典』（角川学芸出版）によると、『続山井』（北村湖春作、貞享四（一六八八）年刊）、『浪花の田鶴』（作者未詳、元禄八（一六九五）年刊）、『譬喩尽』（松葉軒東井編、天明七（一七八七）年成稿）、『新竹斎』（西村市郎右衛門作、貞享四（一六八八）年刊）に同様の表現が見られるという。近世において「火をふく力もない」という表現で貧乏であることを表していたようである。実際、西鶴も自身の作品の中でこの表現を用いている。

『本朝二十不孝』巻四の一「善悪の二つ車」

數年貯へおかれし金銀、我物を盗つかひ、所の長者といはれしも、家次第にさびて、十年餘りに、淺ましく成ぬ。(中略)なを、日南に氷のごとく、水ばかり残りて、後は火嘘く力もなく、其年の波、胸に噪しく、節分の夜、闇きをかまはず、甚七・源七、紙子頭巾を被り、棒組の口を揃へ、お厄払ひに出ける。

日向にある氷が解けて水になつて消えるように、財産が跡形もなくなつて貧しいさまを、「火嘘く力もなく」なつたと表している。

『日本永代蔵』巻一の二「二代目に破る扇の風」¹⁰⁾

情文の取りやりして、次第のぼりに太夫残らず買出し、(中略)見及びて四五年比かたに、弐千貫目塵も灰もなく、火吹く力もなく、家名の古扇残りて、「一度は栄え、一度は衰ふる」と、身の程を謡うたひて一日暮しにせしを、見る時間く時、「今時はまうけにくくい銀を」と、身を持ちかためし鎌田屋の何がし、子供にこれをかたりぬ。

遊郭で派手に金をばらまき遊び耽ること四、五年、遂に二千貫目の財産は一切残らず、「火吹く力もなく」なつて、落ちぶれた男が描かれる。

『世間胸算用』巻五の一「つまりての夜市」¹¹⁾

爰に火ふくちからもなき其日過の釘鍛冶、お火焼に稻荷そのへ進ぜたるお神酒徳利のちいさきに、八文づゝがはした酒、

日に三度づゝ買ぬといふ事なく、四十五年此かた呑くらしける。

「火ふくちから」もない貧しい釘鍛冶が、八文づつのはした酒を必ず一日に三度買うのを四五年続けていることが記されている。

「執心の息筋」における火炎は、このことと関わっているのではないだろうか。ここで思い出されるのが、長兄の語つたとえ話である。はじめに述べたように、「執心の息筋」には、一見継子譚とは何の関わりも見られない話が長兄によつて語られる。元になつた作品にはない要素で、『宇治拾遺物語』から引用してまでも挿入したこのたとえ話の内容は、金銭にまつわるものであつた。このたとえ話といい、「火を吹く」行為といい、「執心の息筋」において金銭は、極めて重要な位置を占めているのではないだろうか。

ここで、「執心の息筋」において、長兄の継子が亡くなつた理由を確認しておきたい。本文では次のように描かれている。

兄息子にも、後程つらくあたれば、ぶら／＼とわづらひつきて、養生ためとて、遠く仮座敷に出けるに、万事かつ／＼にあてがへば、かなしき様子申せど、ある物をやらす、「やう／＼年も暮れちかし。銭かねも取り集めたらば、遣はし申すべし」といふ。

継子は病を患つた際、継母から生活のための金銭を貰うことが

できなかつたために亡くなる。その後、全財産を我が物とし、淫
 奔な生活を送る継母の元にやってくる。すでに引用したように、
 幽霊である継子は、継母の髪に息を吹き付ける。すると、た
 ちまち火炎が燃え立ち、継母の姿を焼き尽くす。この継子の姿は、
 異類の息と火炎は結びつくものであるという従来の認識を、西鶴
 も抱いていたことの表れであるといえよう。

しかし、それだけではない。金銭を与えないという継母の仕打
 ちと、それに対する継子の報復の手段である火炎は、一見何の関
 係もないように見える。しかし、「火ふく力もない」という表現
 が極度の貧乏を表していることを踏まえると、本話を読み解く上
 で、この場面は途端に重要な意味を帯びてくる。すなわち、継母
 の仕打ちと継子の報復は「金銭の恨み」という点で繋がっている
 のである。振り返ってみれば、虐げられた者が虐げた相手に直接
 復讐するという点も、従来の継子譚の定型からは逸脱したもので
 あった。西鶴は、吹きかけた息が火炎となると、この方法によつて、
 継子自身に報復させることで、「執心の息筋」において「金銭の
 恨みの強さ」を描こうとしたのではないだろうか。

「執心の息筋」は、継子自身による報復という要素以外は、伝
 統的な継子譚の話型で描かれているように見える。しかし、その
 焦点は金銭の恨みに置かれていた。継子のたとえ話や報復の手段
 といった、一見意味を持たないように見える場面が、その焦点と
 密接につながっているのである。

おわりに

以上、本稿では、西鶴が「執心の息筋」で何を描こうとしたの
 かを、他の継子譚との比較や報復の手段という観点から探った。
 「執心の息筋」は、継子自身による報復という点に特徴がある。
 また、「火ふく力」という表現を踏まえ、「執心の息筋」は、金銭
 の強い恨みに主眼が置かれた作品であると結論付けた。金銭とい
 う近世らしい問題が取り上げられた作品であると言えるだろう。

しかし、今回の考察では『西鶴諸国ばなし』中の一話を、継子
 譚と報復の手段という二つの観点から論じたに過ぎない。他の話
 はもちろん、本話においても研究の余地はまだ十分に残されてい
 る。今後は、さらなる多角的な視点からの検討が求められるであ
 ろう。

注

(1) 以下、『西鶴諸国ばなし』の引用は『新編日本古典文学全集』
 (小学館)による。なお、以後『新編日本古典文学全集』か
 ら本文を引用するにあたっては、便宜上ルビを省略する。

継子が継母に語る話は『宇治拾遺物語』巻一五の一一「後
 の千金の事」を踏まえている。以下、「後の千金の事」の梗
 概を記す。唐の莊子は大変貧しく、隣人の監河侯に今日食べ

るための粟を請うが、監河候は五日後に入る千両の金を与え
ると言う。莊子はそれを聞き「僅かな水の中で苦しむ鮒に助
けを求められた時、二、三日後に江湖に放してやると言っ
たが、鮒は今すぐに助けるよう求めたのでそうしてやった」と
言った後、監河候に「後になってからの千金は何の役にも立
たない」と話した。

- (2) 以下、『沙石集』の引用は、『新編日本古典文学全集』による。
 (3) なお、いずれの作品においても、女子が報復や罰を与える
存在とはなり得なかつた。このことは、継子譚における継子
には女性が多いことと関連するのかもしれない。
 (4) 以下、『用明天王職人鑑』の引用は、『新編日本古典文学全
集』による。
 (5) 該当する作品は、『諸艶大鑑』巻二の一「大臣北國落」（貞
享元へ一六八四）年刊、『本朝二十不孝』巻四の三「木陰の
袖口」（貞享三へ一六八六）年刊、『懷硯』巻二の四「鼓の
色にまよふ人」（貞享四へ一六八七）年刊、『男色大鑑』巻
五の一「泪のたねは紙見せ」（同年刊）、『武道伝来記』巻二
の三「身体破る落書の団」（同年刊）である。「木陰の袖口」
と「鼓の色にまよふ人」以外の作品は、語句こそ該当したも
のの、継子譚の形式をなしていないため、本稿では扱わない
こととする。

(6) 以下、『本朝二十不孝』の引用は、『対訳 西鶴全集 第一

〇巻』（明治書院）による。なお、以下、同全集から本文を
引用するにあたっては、便宜的にルビを省略した。

(7) 以下、『鑑草』の引用は、『有朋堂文庫 中江藤樹文集』（有
朋堂書店、一九二六年七月）による。ただし、便宜的にルビ
を省略した。

(8) 以下、『堪忍記』の引用は、『浅井了意集 仮名草子編1』（岩
田書院、二〇〇七年八月）による。ただし、便宜的にルビを
省略した。

(9) 『Japan Knowledge Ltd. 新編日本古典文学全集』から中世
の作品における火炎の用例を採取し、以下のように分類した。

- ① 火そのもの。 …… 四三件
 ② 地獄における描写。 …… 一件
 ③ 憤怒のたとえ。 …… 六件
 ④ 異類の描写。 …… 五件
 ⑤ 火炎光背。 …… 三件
 ⑥ 湯気。 …… 一件

(10) これは、中世では、軍記物や仏教説話が興隆したためであ
ると推測される。軍記物では、合戦や焼き討ちが描かれるこ
との多さに伴い、火炎が火そのものを指す用例が多い。また、
説話が説教を目的とすることから、仏教における世界観の一
つである地獄の描写の中で、火炎が描かれたのではないだろ
うか。

- (11) 用例五件中、四件を占める。
- (12) 引用は、『新編日本古典文学全集』による。
- (13) 『Japan Knowledge Lib 新編日本古典文学全集』から用例を採取した結果、二九件が該当し、それらを次のように分類した。
- ① 火そのもの。 ……九件
 - ② 地獄における描写。 ……四件
 - ③ 恋慕の情のたとえ。 ……四件
 - ④ 異類の描写。 ……四件
 - ⑤ 恨みのたとえ。 ……三件
 - ⑥ 憤怒のたとえ。 ……二件
 - ⑦ 火炎光背。 ……二件
 - ⑧ 辛いことのたとえ。 ……一件
- (14) 「道成寺縁起」など、蛇と化した女性が火炎を吐く描写の影響か。
- (15) 『宿直草』、『妹背山婦女庭訓』の引用は、いずれも『新編日本古典文学全集』による。
- (16) 該当した用例が見られる作品は、『国姓爺明朝太平記』(江島其磧作、享保二(一七一七)年刊)、『和漢遊女客気』、『武道近江八景』(江島其磧作、享保四(一七一九)年刊)である。
- (17) 以下、『武道伝来記』の引用は、『対訳 西鶴全集 第七巻』による。
- (18) 以下、『西鶴名残の友』の引用は、『対訳 西鶴全集 第一六巻』による。
- (19) 引用は、『対訳 西鶴全集 第一二巻』による。
- (20) 引用は、『対訳 西鶴全集 第一三巻』による。
- 〈さとう ゆめ／二〇一八年 日本語・日本文学科卒〉